

「訪問特定整備」制度が新設されました！

令和7年6月30日施行

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を創設しました。

「訪問特定整備」制度とは、安全を担保する一定のルールの下、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

※本制度の詳細は、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や日整連が作成している「訪問特定整備実施マニュアル」をご参照ください。

本制度のポイント

●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。なお、依頼された訪問特定整備等を外注することは出来ません



●実施可能な作業範囲

地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の対象自動車の整備及び装置の種類の内範囲となります。なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となり、訪問特定整備等を実施することは出来ません。

訪問特定整備制度の種類

●訪問特定整備

連続した3日を超えない期間内（離島は連続した5日を超えない期間内）で、特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証を受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業を実施することをいいます。



ニーズ例

運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

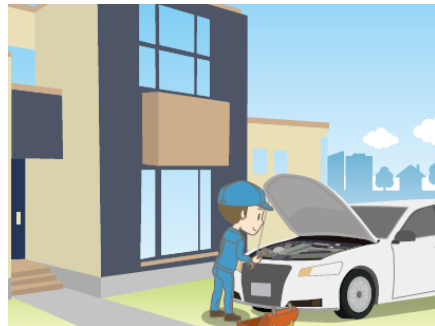
●限定訪問特定整備

認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

ただし、実施可能な特定整備作業が限定されております。

※限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業の詳細は「国土交通省ホームページ」や「訪問特定整備マニュアル」でご確認ください。

※限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。



ニーズ例

一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスターター不良と思われる、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスターター交換作業を行う。

訪問特定整備等を行う際の主な要件及び必要事項

運輸支局等への届出

(運輸支局長あてに電子メールにて届出)

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、**本事業の開始の日の前日までに、特定整備の認証事業場ごとに（訪問特定整備等を行う事業場のみ）届出が必要となります。**

訪問特定整備等管理者の選任

整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させる必要があります。

訪問特定整備士の要件

- ① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること※
 - ② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
 - ③ 所定の教育を受けたこと
 - ④ 訪問特定整備士として、運輸支局長等に届け出られていること
- ※一定条件の下、三級自動車整備士も認められる

必要な教育

訪問特定整備等をこれから行おうとする自動車特定整備事業者は、事前に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。また、訪問特定整備等事業者となった後も、定期的に訪問特定整備等管理者・訪問特定整備士等に対して教育を行う必要があります。

第三者の確認

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を定期的に受ける必要があります。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されているとともに、法令等に反した際の処分基準も定められています。訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、**国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や「訪問特定整備マニュアル」をご確認いただき、適正に訪問特定整備等を運営いただきますようお願いいたします。**

「訪問特定整備マニュアル」は令和7年度の整備主任者・検査員研修会において1事業場につき1冊を配布予定としております。

訪問特定整備

マニユアル

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

◆国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」

制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式やQ&A等が掲載されていますのでご確認ください。

<URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html >

※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より

「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の

【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択



一般社団法人

山口県自動車整備振興会